



2013年3月11日(月)

小栗キャップの News Letter

税理士法人オグリ 代表社員 小栗 悟

〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町 1-3 岐阜第一生命ビル 4F

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@otc-oguri.com <http://www.otc-oguri.com>

税金よもやま話

飼い犬税と法定外目的税

大阪府泉佐野市が家庭で飼われている犬に税金を課す「飼い犬税」を検討していると、2012年6月に市長が市議会で明らかにしました。

実際に犬に課す税金が日本にあった

1955年には2686の自治体で「犬税」が設けられていました。その後、徴収コストなどが理由で相次いで廃止。1982年3月末に長野県旧四賀村(現松本市)が廃止したのが最後となりましたが、過去には課税があったようです。

今回泉佐野市が行うのは「飼い犬税から街の環境美化費用を」という法定外目的税のようです。

法定外目的税ってなに？

地方税法に定めのある税目以外の地方税を「法定外税」と言い、目的税であるものを「法定外目的税」と言います。新設・変更しようとする場合は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならないのですが、

- ・ 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ・ 地方団体間における物の流通に重大な障

害を与えること

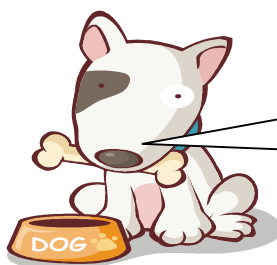
- ・ 国の経済施策に照らして適当でないこと
- この3つに該当しなければ、総務大臣は同意を与えなければならないこととされています。

結構数ある、法定外目的税

泉佐野市の飼い犬税は、未だ施行されていませんが、現在実際に施行されている法定外目的税は多数存在します。

山梨県の富士河口湖町では「遊漁税」を、河口湖の釣り客に課しています。これも周辺環境配備の為ですから、法定外目的税です。他にも東京都の「宿泊税」、「産業廃棄物税」は27道府県で採用等、地方自治体が独自に、その地域特有の問題に課税し、一定のコストを捻出しようとする対策としている場合が多々あります。

ただ、山梨県で議論されていた「ミネラルウォーター税」は業者・消費者からの反発が強く、実現していません。その地域だけの課税となるのですから、慎重に考えていただきたいものですね。



肩身が狭いワ
ン!!